

2022年6月28日

各 位

会社名 株式会社スマレジ
代表者名 代表取締役 山本 博士
(コード番号：4431 東証グロース)
問合わせ先 取締役 副社長 湊 隆太郎
TEL. 06-7777-2405

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、2022年7月28日開催予定の第17期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 目的事項の追加について

当社は、2022年7月1日付で当社子会社である株式会社ロイヤルゲートを吸収合併する予定です。当該吸収合併に伴い、現行の当社定款に記載のない事業を当社にて継続するため、目的事項を追加するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会の導入について

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能になりました。バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、第13条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第13条第2項の効力発生は、本定時株主総会の決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、こ

れを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～22. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>23.～24.</u> (省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行のとおり)</p> <p>1.～22. (現行のとおり)</p> <p><u>23. インターネット・サービス・プロバイダ及びレンタルサーバーの取次ぎ代行業務</u></p> <p><u>24. 代金の支払代行を受託する業務</u></p> <p><u>25. 情報処理、情報通信、情報提供に関する業務</u></p> <p><u>26.～27.</u> (現行のとおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新設)

附 則

(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)

第1条 現行定款第13条(招集)の変更は、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日又は2022年7月28日のいずれか遅い日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定の施行日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3 本条は施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 定款一部変更の日程

定時株主総会決議日 2022年7月28日(予定)

定款一部変更の効力発生日 上記1.(1)2020年7月28日(予定)

上記1.(2)2022年7月28日又は上記1.(2)記載のとおり経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日

上記1.(3)2022年9月1日(予定)

以上